意見書

令和２年３月３１日

最高裁判所　御中

住所　東京都千代田区神田和泉町１－３－２－４

所属　株式会社●●　ウェブ事業部

署名　［　　　　　　　　　　　　　　　　　］

私は株式会社●●に勤務するエンジニアです。現在40歳で、プログラミングを始めてから30年ほどになります。社内ではウェブ事業部の部長という役職にあります。ここでは主にJavaScriptを用いてウェブアプリケーションを制作しています。

私自身はCoinhiveを使ったことはないのですが、報道で一連の事件を知り、自分の業務と無関係ではないと考え、意見を申し上げます。

当社が制作しているアプリケーションは〇〇の用途に用いるものです。これは次のような仕組みで動いています……

Coinhive事件に関して、東京高裁では次のような判示がなされました……これを当社が制作しているアプリケーションにあてはめると、こう判断できます……つまり同様に反意図性や不正性が認定されてしまいかねず、「不正指令電磁的記録」と評価されてしまいます……

このように曖昧な基準による処罰が横行してしまうと、当社も新技術の開発に消極的にならざるを得ず、たいへんな萎縮効果があります……